

作成日 2010年3月31日

改訂日 2022年5月24日

安全データシート (SDS)

1. 化学品及び会社情報

化学品等の名称	NCCカuttingオイル F2
供給者の会社名	株式会社アマダ
住所	神奈川県伊勢原市石田 2 0 0
電話番号	TEL : 0463-96-1111 (代表)
お問い合わせ先および	オイルセンター
緊急連絡電話番号	TEL : 0463-96-3290 FAX : 0463-96-3261

2. 危険有害性の要約

GHS分類	※「区分外」「分類対象外」「分類できない」は省略	
物理化学的危険性	-	
健康に対する有害性	皮膚腐食性／刺激性	区分2
	眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性	区分1
	皮膚感作性	区分1
	発がん性	区分2
	特定標的臓器毒性（単回ばく露）	区分2(肝臓)
	特定標的臓器毒性（反復ばく露）	区分2(気道)
環境に対する有害性	水生環境有害性 短期（急性）	区分2
	水生環境有害性 長期（慢性）	区分3

GHSラベル要素

絵表示（ピクトグラム）



注意喚起語

危険

危険有害性情報

皮膚刺激	H315
アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ	H317
重篤な眼の損傷	H318
発がんのおそれの疑い	H351
肝臓の障害のおそれ	H371
長期にわたる又は反復ばく露による気道の障害のおそれ	H373
水生生物に毒性	H401
長期継続的影響によって水生生物に有害	H412

注意書き

【安全対策】

使用前に取扱説明書を入手すること。	P201
全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。	P202
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーを吸入しないこと。	P260
粉じん／煙／ガス／ミスト／蒸気／スプレーの吸入を避けること。	P261
取扱い後は手をよく洗うこと。	P264
この製品を使用するときに、飲食又は喫煙をしないこと。	P270

汚染された作業衣は作業場から出さないこと。	P272
環境への放出を避けること。	P273
保護手袋／保護衣／保護眼鏡／保護面を着用すること。	P280

【応急措置】

皮膚に付着した場合：多量の水／石鹼で洗うこと。	P302+P352
眼に入った場合：水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。その後も洗浄を続けること。	P305+P351+P338
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師に連絡すること。	P308+P311
ばく露又はばく露の懸念がある場合：医師の診察／手当てを受けること。	P308+P313
直ちに医師に連絡すること。	P310
気分が悪いときは、医師の診察／手当てを受けること。	P314
特別な処置が必要である（このラベル又はSDSの応急措置を見よ）。	P321
皮膚刺激が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。	P332+P313
皮膚刺激又は発しん（疹）が生じた場合：医師の診察／手当てを受けること。	P333+P313
汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。	P362+P364

【保管】

施錠して保管すること。	P405
-------------	------

【廃棄】

内容物／容器を国際／国／都道府県／市町村の規制に従って廃棄すること。	P501
------------------------------------	------

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別	混合物
化学名又は一般名	水溶性金属加工油剤
別名	-
成分及び濃度範囲	鉱油（高度精製基油：IP346 法によるDMSO 抽出量 3%未満） 1～5質量％ トリエタノールアミン 1～5質量％ ジエタノールアミン 1～5質量％ 水 70～80質量％
分子式（分子量）	特定できない
化学特性（示性式又は構造式）	特定できない
CAS登録番号（CAS RN）	企業秘密なので記載できない
官報公示整理番号（化審法）	企業秘密なので記載できない
危険有害性成分	
化学物質管理促進法（PRTR法）	下表参照
労働安全衛生法	下表参照
毒物及び劇物取締法	非該当
上記に未記載のその他成分情報	なし

化学名又は一般名	化学物質管理促進法（PRTR法）		労働安全衛生法	濃度範囲
			表示・通知物質	
鉱油	非該当		政令番号168	1～5質量％
トリエタノールアミン	非該当		政令番号381	1～5質量％
ジエタノールアミン	非該当		政令番号219	1～5質量％

4. 応急措置

吸入した場合	・ 新鮮な空気のある場所に移す。体を毛布などでおい、保温して安静を保ち、必要なら医師の手当てを受ける。
皮膚に付着した場合	・ 直ちに多量の水で洗い流す。 皮膚の炎症が継続する場合は、医師に連絡すること。 汚染された衣類を脱ぎ、再使用する場合には洗濯をすること。
眼に入った場合	・ 清浄な水で最低15分間目を洗浄した後、医師の手当てを受ける。
飲み込んだ場合	・ 無理に吐かせないで、速やかに医師の手当てを受ける。その際医師にSDSまたはラベルを見せる。 口のなか汚染されている場合には、水で十分洗う。
急性症状及び遅発性症状の最も重要な徴候症状	・ 現在のところ有用な情報なし。
応急措置をする者の保護に必要な注意事項	・ 現在のところ有用な情報なし。
医師に対する特別な注意事項	・ 現在のところ有用な情報なし。

5. 火災時の措置

適切な消火剤	1. 霧状の強化液、泡、粉末、又は炭酸ガス消火剤が有効である。 2. 初期の火災には、粉末、炭酸ガス消火剤を用いる。 3. 大規模火災の際には、泡消火剤を用いて空気を遮断することが有効である。
使ってはならない消火剤	・ 棒状の水を用いてはならない。火災を拡大し危険な場合がある。
火災時の特有の危険有害性	・ 現在のところ有用な情報なし。
特有の消火方法	1. 火元への燃焼源を断つ。 2. 周囲の設備等に散水して冷却する。 3. 火災発生場所の周辺に関係者以外の立入りを禁止する。
消火活動を行う者の特別な保護具及び予防措置	・ 消火作業の際は、風上から行い必ず保護具を着用する。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項	・ 作業の際には、必ず保護具を着用する。
保護具及び緊急時措置	
環境に対する注意事項	1. 河川・下水道等に排出されないよう注意する。 2. 海上の場合、薬剤を用いる場合には国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
封じ込め及び浄化の方法・機材	1. 周辺の着火源を速やかに取り除く。 2. 少量の場合は、土砂、ウェス等に吸収させ回収し、その後を完全にウェス等で拭き取る。 3. 大量の場合は、漏油した場所の周辺にはロープを張るなどして、人の立ち入りを禁止する。 漏洩した液は土砂等でその流れを止め、安全な場所に導いた後、出来るだけ空容器等に回収する。 4. 海上の場合、オイルフェンスを展開して拡散を防止し、吸収マット等で吸い取る。 薬剤を用いる場合には国土交通省令・環境省令で定める技術上の基準に適合したものでなければならない。
二次災害の防止策	1. 漏洩時は事故の未然防止及び拡大防止を図る目的で、速やかに関係機関に通報する。 2. 周辺の着火源を取り除く。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	
技術的対策	使用前に取扱説明書を入手すること。 全ての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 作業場の換気を十分に行い、保護眼鏡、保護手袋等の適切な保護具を着用し、直接の接触を防ぐ。 「8. ばく露防止及び保護措置」に記載の局所排気、全体換気を行う。

取扱い場所の近くに、洗眼及び身体洗浄のための設備を設置する。

安全取扱い注意事項	・ 適切な保護具を着用すること。 ・ 十分な換気を確保する。 ・ ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 ・ 取扱い後はよく手を洗うこと。 ・ 皮膚と接触しないこと。 ・ 眼に入れないこと。 ・ 飲み込まないこと。 ・ 環境への放出を避けること。 ・ 使用する際は製品の推奨希釈倍率を確認の上、水に希釈して使用する。 ・ 水分が蒸発した場合可燃性となる可能性がある。
接触回避	・ 強酸化剤と接触すると反応する可能性がある。 ・ 本品にはエタノールアミンが含まれているので、亜硝酸塩を含む防錆剤等と混同使用しないこと。発がん性の疑いのあるニトロソアミンを生成する恐れがある。
衛生対策	・ 眼との接触を避ける。取扱い後は、手、顔などをよく洗い、うがいをする。 ・ この製品を使用するときに飲食または喫煙をしないこと。 ・ 汚染された衣服は再使用する前に洗濯すること。
保管	
安全な保管条件	・ 直射日光を避け、換気の良い所に保管する。 ・ ゴミ、水分等の混入防止のため使用後は密栓して保管する。施錠して保管することが望ましい。 ・ 熱、スパーク、火炎及び静電気蓄積を避ける。 ・ ハロゲン類、強酸類、アルカリ類、酸化性物質との接触並びに同一場所での保管を避ける。 ・ 子供の手の届かない所に置く。 ・ 常温で取り扱うものとし、その際、水分、きょう雑物の混入に注意する。
安全な容器包装材料	・ 空容器に圧力をかけない。圧力をかけると破裂することがある。 ・ 容器は、溶接、加熱、穴あけ又は切断しない。爆発を伴って残留物が発火することがある。 ・ オリジナルの容器で密閉して保管する。

8. ばく露防止及び保護措置

設備対策	1. ミストが発生する場合は発生源の密閉化、又は排気装置を設ける。 2. 取扱い場所の近くに、眼の洗浄及び身体洗浄の為の設備を設ける。
管理濃度	・ 設定されていない 作業環境評価基準（平成21年厚生労働省告示第194/195号）
許容濃度	・ 日本産業衛生学会(2018年度)(1) 3mg/m³（鉱油ミストとして） ・ ACGIH(2010年度版) 時間加重平均(TWA)値(2) TWA 5mg/m³（Oil mist, mineral） TWA 1mg/m³（ジエタノールアミン） TWA 5mg/m³（トリエタノールアミン）
保護具	
呼吸用保護具	・ 通常必要でないが、必要に応じて防塵フィルター付き有機ガス用を着用する。
手の保護具	・ 長期間又は繰り返し接触する場合には耐油性のものを着用する。
眼、顔面の保護具	・ 飛沫が飛ぶ場合には安全メガネ(サイドシールド付)を着用する。
皮膚及び身体保護具	・ 長時間や繰り返しの接触がある時は、この物質に対し耐薬品性のある保護衣を使用する。 作業内容によりフェイスシールド、長靴、エプロン、全身服などを選択する。
適切な衛生対策	・ 濡れた衣服は脱ぎ、完全に洗浄してから再使用する。
特別な注意事項	

9. 物理的及び化学的性質

物理的状态

物理状态	: 液体
色	: 緑色透明
臭い	: 微かなアミン臭
融点・凝固点	: データなし
沸点又は初留点及び沸点範囲	: データなし
可燃性	: データなし
爆発下限界及び爆発上限界／可燃限界	: データなし
引火点	: なし
自然発火点	: データなし
分解温度	: データなし
pH	: 10.0 (20倍希釈)
動粘性率	: データなし
溶解度	: 水に均一に溶解
n-オクタノール／水分配係数 (log値)	: データなし
蒸気圧	: データなし
密度及び／又は相対密度	: 1.01 g/cm ³ (20℃)
相対ガス密度	: データなし
粒子特性	: データなし
その他データ	: データなし

10. 安定性及び反応性

反応性	・ データなし
化学的安定性	・ 通常の条件では安定。
危険有害反応可能性	・ 現在のところ有用な情報なし。
避けるべき条件	・ データなし (通常の使用では危険な反応なし)
混触危険物質	・ 亜硝酸塩類。強酸類。強酸化剤類。
危険有害な分解生成物	・ 燃焼などにより、窒素酸化物などの有害ガスを発生する恐れがある。
その他	・ 現在のところ有用な情報なし。

11. 有害性情報

急性毒性 (経口)	
製品:	利用可能なデータが不足のため分類できない。
急性毒性 (経皮)	
製品:	利用可能なデータが不足のため分類できない。
急性毒性 (吸入: 気体)	
製品:	利用可能なデータが不足のため分類できない。
急性毒性 (吸入: 蒸気)	
製品:	データなし 利用可能なデータが不足のため分類できない。
急性毒性 (吸入: 粉じん、ミスト)	
製品:	利用可能なデータが不足のため分類できない。
皮膚腐食性／刺激性	
製品:	配合成分の区分を基に、混合物として区分2とした。

眼に対する重篤な損傷性／眼刺激性

製品： 配合成分の区分を基に、混合物として区分1とした。

呼吸器感作性

製品： 利用可能なデータが不足のため分類できない。

皮膚感作性

製品： 配合成分の区分を基に、混合物として区分1とした。

成分： トリエタノールアミン 製品中に $\geq 1\%$ 含有のため、区分1に該当。

生殖細胞変異原性

製品： 利用可能なデータが不足のため分類できない。

発がん性

製品： 配合成分の区分を基に、混合物として区分2とした。

成分： ジエタノールアミン

IARCにおいて発がん性の疑いのあるジエタノールアミンを1%を超えて含有する。
NTP（米国国家毒性プログラム）が長期にわたるジエタノールアミン皮膚塗布試験から得た所見では、マウスの肝臓および腎臓に腫瘍が認められたが、ラットには腫瘍は認められなかった。腫瘍形成メカニズムの研究から、ヒトでの腫瘍形成があるということは疑わしい。

鉱油

鉱油（高度精製基油：IP346 法によるDMSO 抽出量 3%未満）は
IARC では高度精製油はグループ3(ヒトに対して発がん性について分類できない) に分類され4、
ACGIH でもほぼ同様の分類がなされている。
EU による評価では、発がん性物質としての分類は適用される必要はない。

生殖毒性

製品： 利用可能なデータが不足のため分類できない。

生殖毒性・授乳影響

製品： 利用可能なデータが不足のため分類できない。

特定標的臓器毒性（単回ばく露）

製品： 配合成分の区分を基に、混合物として区分2（肝臓）とした。

成分： ジエタノールアミン

製品中に $\geq 1\%$ のため、区分2(肝臓)に該当。

特定標的臓器毒性（反復ばく露）

製品： 配合成分の区分を基に、混合物として区分2（気道）とした。

成分： ジエタノールアミン

製品中に $\geq 1\%$ のため、区分2(気道)に該当。

誤えん有害性

製品： 利用可能なデータが不足のため分類できない。

12. 環境影響情報

生態毒性

製品： 利用可能なデータが不足のため分類できない。

水生環境有害性（短期/急性）

製品： 配合成分の区分を基に、混合物として区分2とした。

水生環境有害性 (長期/慢性)

製品： 配合成分の区分を基に、混合物として区分3とした。

残留性・分解性

製品： データなし

生態蓄積性

製品： データなし

土壌中の移動性

製品： データなし

オゾン層への有害性

製品： データなし

その他

1 3. 廃棄上の注意

残余廃棄物

1. 事業者は産業廃棄物を自ら処理するか、又は都道府県知事の許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方公共団体がその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。
廃棄においては、関連法規並びに地方自治体の基準に従うこと。
2. 投棄禁止
3. 埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却設備を用いて焼却し、その燃えがらについては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」に定められた基準以下であることを確認しなければならない。
4. 燃焼する場合は、安全な場所で、かつ、燃焼又は爆発によって他に危害又は損害を及ぼす恐れのない方法で行うと共に、見張り人をつける。

汚染容器および包装

容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規並びに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。空容器を廃棄する場合は、内容物を完全に除去すること。

1 4. 輸送上の注意

国内規制

- ・ 下記、輸送に関する国内法規制に該当するので、各法の規定に従った容器、積載方法により輸送する。

陸上の輸送

消防法

非危険物

容器

危険物の規制に関する規則別表第3の2項に定めたものを使用すること。

容器表示

規制なし

輸送の特定の安全対策及び条件

輸送に際しては直射日光を避け、容器の破損、腐食、漏れのないように積込、荷崩れの防止を確実に行う。
重量物を上積みしない。
容器の漏れがないことを確かめ、転倒、落下しないよう丁寧に扱う。

1 5. 適用法令

消防法

非危険物

労働安全衛生法

名称等を通知すべき危険物及び有害物 法第57条の2 (施行令別表第9)	鉱油 ジエタノールアミン トリエタノールアミン	政令番号168 政令番号219 政令番号381
名称等を表示すべき危険物及び有害物 法第57条 (施行令第18条)	鉱油 ジエタノールアミン トリエタノールアミン	政令番号168 政令番号219 政令番号381

化学物質排出管理促進法 (PRTR法)

非該当

毒物及び劇物取締法

非該当

廃棄物の処理および清掃に関する法律

産業廃棄物規制 (拡散、排出の禁止)

16. その他の情報

【引用文献、参考資料】

- ・日本産業衛生学会 許容濃度等の勧告
- ・Thresholds limit values for chemical substances and physical agents and biological exposure indices. ACGIH
- ・(独) 製品評価技術基盤機構(NITE)
- ・原材料SDS
- ・日本規格協会 JIS Z7253 : 2019「GHSに基づく化学品の危険有害性情報の伝達方法ーラベル, 作業場内の表示及び安全データシート(SDS)」
- ・同上 JIS Z7252 : 2019「GHSに基づく化学品の分類方法」
- ・独立行政法人 製品評価技術基盤機構(nite)「GHS関連情報」
- ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト「GHS対応モデルラベル・モデルSDS情報」

この情報は新しい知見に基づき改正されることがあります。記載情報は現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、物理・化学的性質、危険・有害性に関しては、いかなる保証を なすものではありません。すべての化学品には未知の有害性がありうるため取扱いには細心の注意が必 要です。また、注意事項は通常の実施を対 象としたもので、特殊な取扱いの場合には、用途・用 法に適した安全対策を実施の上、ご利用ください。